平成28年10月3日制定 平成29年6月15日改定 令和3年4月1日改定 令和4年10月1日改定 令和5年10月1日改定 令和6年4月1日改定 令和7年4月1日改定

株式会社とくしま建築住宅センター建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条に基づく認定に係る技術的審査業務規程

株式会社とくしま建築住宅センター

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この技術的審査業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社とくしま建築住宅センター(以下「当センター」という。)が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第30条第1項に基づく認定(以下「性能向上認定」という。)に係る基準への適合に係る技術的審査(以下「技術的審査」という。)の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、性能向上認定に係る基準への適合性について、公正かつ適確に実施しなければならない。

(技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 技術的審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務を行う区域については、 株式会社とくしま建築住宅センター住宅性能評価業務規程による。

(技術的審査の業務を行う範囲)

第4条 当センターが、評価の業務を行う建築物については、株式会社とくしま建築住宅センター 住宅性能評価業務規程に記載されている業務のうち、一戸建て木造住宅(新築)で階数が2 以下かつ床面積の合計が300㎡以下のものとする。

第2章 性能向上認定に係る技術的審査の業務の実施方法 第1節 依頼手続き

(所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)

- 第5条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「代理者」という。)は、当センターに対し、次の各号に掲げる図書(以下「技術的審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。
 - (1) 別記様式1号の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書(以下「依頼書」という。)
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令 第 5 号。以下「規則」という。) 第 20 条第 1 項で定める認定申請書(別記様式第二十七)
 - (3)技術的審査の対象となる建築物の設計図書等(規則第20条第1項の表に定める図書、その他当センターが技術的審査のために必要と認める図書(以下「技術的審査添付図書等」という。))
 - 2 機関は、技術的審査添付図書等の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる

(適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)

第6条 依頼者は、第11条に規定する適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画 を変更する場合には、当センターに変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。 こ の場合、依頼者は当センターに対し、次の各号(当センターにおいて直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。)に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

- (1) 別記様式3号の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し

(技術的審査の依頼の受理及び契約)

- 第7条 当センターは、第5条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、 当該技術的審査用提出図書を受理することとする。
 - (1)技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること及び 建築物の用途が、第4条の審査対象の建築物用途であること
 - (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと
 - (3)技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと
 - 2 当センターは、前項の確認により、技術的審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めることとする。
 - 3 依頼者が前項の求めに応じない揚合又は十分な補正を行わない場合においては、当センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却することとする。
 - 4 当センターは、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に引受承 諾書を交付する。この場合、依頼者と当センターは別紙の建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律第30条に基づく認定に係る技術的審査業務約款(以下「技術的審査業務約 款」という。)に基づき契約を締結したものとみなす。
 - 5 前項の技術的審査業務約款又は引受承諾書には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記しなければならない。
 - (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると当センターが 認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日 までに当センターに提出しなければならない旨の規定
 - (2) 依頼者は、当センターが性能向上認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘 した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その 他必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 別記様式2号の適合証の交付前までに、依頼者の都合により依頼内容を変更する場合は、依頼者は、双方合意の上定めた期日までに当センターに変更部分の技術的審査用提出図書を提出しなければならない旨の規定及びその変更が大幅なものと当センターが認める場合にあっては、依頼者は、当初の依頼内容に係る依頼を取下げ、別に改めて技術的審査を依頼しなければならない旨の規定
 - (4) 当センターは、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日(以下「業務期日」という。)を定める旨の規定
 - (5) 当センターは、依頼者が(1) から(3) までの規定に反した場合には、前号の業務期 日を変更することができる旨の規定
 - (6) 当センターは、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (7) 依頼者が、その理由を明示の上、当センターに書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると当センターが認めるときは、当センターは業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (8) 当センターは、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定

(9) 当センターは、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

(技術的審査の依頼の取下げ)

- 第8条 依頼者は、第11条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合には、その旨 を記載した取り下げ届(別記様式6号)を当センターに提出することとする。
 - 2 前項の場合においては、当センターは、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書 を依頼者に返却する。

(所管行政庁から依頼される技術的審査)

第9条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査には、所管行政庁との契約に基づき行うこととする。

第2節 技術的審査の実施方法

(技術的審査の実施方法)

- 第10条 当センターは、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第13条に定める審査 員に技術的審査を実施させなければならない。
 - 2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。
 - (1)技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
 - (2) 技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上認定に係る認定 基準に適合しているかどうかを確認する。
 - (3)技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該 建築物が性能向上認定に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認める ときは、追加の書類等を求めて審査を行う。
 - 3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を 求めることとする。

(適合証の交付等)

- 第11条 当センターは、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上 計画が性能向上認定に係る認定基準に適合すると認めたときは、別記様式2号((第6条によ る依頼の場合は別記様式4号の適合証(変更))を依頼者に交付することとする。
 - 2 前項の適合証の交付番号は別表 1 「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証 交付番号を記載することとする。
 - 3 当センターは審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が 性能向上認定に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査を しないときは、その旨の通知書(別記様式5号)を依頼者に交付することとする。

第3章 技術的審査料金

(技術的審査料金の収納及び返脚)

- 第12条 当センターは、技術的審査の引受時に別に定める技術的審査料金を原則として現金にて 受領するものとする。なお、別途協議により支払方法及び支払期日を取り決めた場合に は、その取り決めによる。
 - 2 当センターが収納した技術的審査料金は、返却しない。ただし、当センターの責に帰すべき 事由により技術的審査の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。
 - 3 所管行政庁から依頼される技術的審査については、所管行政庁との契約による。

第4章 審査員

(審査員)

- 第13条 当センターは、次に該当する者(以下「審査員」という。)に技術的審査を行わせなければならない。
 - (1)住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第13条に定める評価員(当センターの職員以外に委嘱する評価員を含む。)又は法第42条に定める適合性判定員、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会(以下「協会」という。)が実施する技術的審査に関する研修(社内研修を含む。)を受講し、当センターが選任した者。

(秘密保持義務)

第14条 当センターの役員及びその職員(審査員を含む。)並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 技術的審査の業務に関する公正及び適正性の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

- 第15条 当センターは、機関の役員又はその職員(審査員を含む。(以下本条において同じ)) が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合 は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。
- 2 当センターは、当センターの役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないこととする。
 - (1)設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当センターは、その役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。)のいずれ かが当該当センターの役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合(当該役員 又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う揚合に限る。)は、当該依頼に係る技術的審 査を行わないこととする。
 - (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合
 - (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項の(1) から(4) までのいずれかに 掲げる業務を行った場合
- 4 技術的審査に係る業務の公正かつ適正化を確保するため、協会が必要と認めた場合に行う監査 等に協力しなければならない。

第6章 雑則

(帳簿の作成及び保存方法)

- 第16条 当センターは、次の(1)から(8)までに掲げる事項を記載した建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律第30条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿(以下 「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個 人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等が されない、確実な方法で保存しなければならない。
 - (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - (2)技術的審査業務の対象となる建築物の名称
 - (3)技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
 - (4)技術的審査の依頼を受けた年月日

- (5)技術的審査を行った審査員の氏名
- (6)技術的審査料金の金額
- (7) 第11条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第11条第1項の適合証の交付を行った年月日又は第11条第3項の通知書の交付を行った 年月日
- 2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録 を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気 ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

- 第17条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定めるとおりとする。
 - (1) 第16条第1項の帳簿 技術的審査の業務を廃止した日の属する年度から5事業年度
 - (2) 第5条第1項及び第11条第1項 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度
 - (3) 当センターが建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条に基づく認定に係る審査業務の全部を廃止した場合において、廃止した業務を継承する機関がある場合は、帳簿及び書類の保管を引き継ぐこととする。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

- 第18条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあっては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、 確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。
- 2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計 算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器 を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うこと ができる。

(事前相談)

第19条 依頼者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条に基づく認定に 係る技術的審査の依頼に先立ち、当センターに相談をすることができる。この場合におい て、当センターは、誠実かつ公正に対応しなければならない。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第20条 当センターは、電子情報処理組織による建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する 法律第30条に基づく認定に係る依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の 保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通省等への報告等)

- 第21条 当センターは、公正な業務を実施するために国土交通省等から建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法律第30条に基づく認定に係る業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報にいて報告等を行うこととする。
 - (附 則) この技術的審査業務規程は、平成28年10月3日より施行する。
 - (附 則) この技術的審査業務規程は、平成29年6月15日より施行する。
 - (附 則) この技術的審査業務規程は、令和3年4月1日より施行する。
 - (附 則) この技術的審査業務規程は、令和4年10月1日より施行する。

- (附 則) この規程は、令和5年10月1日より施行する。ただし、この規定の施行の日前に、この規定の改正前の規定に基づき協会に登録された審査員については、この規定の施行の日後に、この規定の改正後の規定に基づき当センターが選任した審査員とみなすことができる。
- (附 則) この技術的審査業務規程は、令和6年4月1日より施行する。
- (附 則) この技術的審査業務規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表 1

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字等を用い、次のとおり表すものとする。

[000-0-00-0000-0-0-0000]

1~3桁目 登録住宅性能評価機関番号(国土交通省登録番号とは異なる)又は登録建築物エネ

ルギー消費性能判定機関番号(国土交通省登録番号)

4 桁目 1:登録住宅性能評価機関のみの業務を実施

2:登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施

3:登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を

実施

5~6桁目 登録住宅性能評価機関又登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付

する番号

7~10桁目 適合証交付日の西暦

1 1 析目 1:新築

2: 増築、改築、修繕、模様替 3: 空気調和設備等の設置

4:空気調和設備等の改修

12桁目 1: -- 戸建ての住宅

2:(欠番)

3:(欠番)

4:(欠番)

5:(欠番)

6:単独用途の非住宅での建築物申請

7:複数用途の非住宅での建築物申請

8:一戸建ての住宅

9:共同住宅等

A:非住宅

B:複合建築物

C:複合建築物の非住宅部分

D:複合建築物の住宅部分

13~17桁目 通し番号(12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)